

規則等の案の概要

1 規則等の案の題名

静岡市液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する施行細則の一部改正について（案）

2 規則等を定める根拠となる法令の条項

- （1）液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和 42 年法律第 149 号）
- （2）液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令（昭和 43 年政令第 14 号）
- （3）液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成 9 年通商産業省令第 11 号）

3 改正の趣旨

- （1）法令に基づく登録の申請に対して、登録したときの様式を定めます。
- （2）法令に基づく許可の申請の際に必要となる意見書について、申請をするときの様式を定めます。
- （3）省令に基づく報告をするときの様式を定めます。
- （4）法令に基づく申請または許可に対して取り下げをするときの様式を改正します。
- （5）法令に基づく許可、認定または認可をしたことの証明をするときの様式を定めます。

4 規則等の案の内容（改正の内容）

- （1）法第 3 条に基づく販売事業登録の申請に対して、登録したときの登録簿の様式を定めるもの。
- （2）法第 36 条第 2 項に基づく許可の申請の際に必要となる意見書について、申請をするときの様式及び意見書の様式を定めるもの。
- （3）省令第 132 条に基づく報告をするときの様式を定めるもの。
- （4）法令に基づく申請または許可の取り下げについて、許可証交付前の申請しか取り下げることができない様式となっているため、許可証交付後の取り下げができるように様式を改正するもの。
- （5）許可証、認定証または認可証を紛失等した場合に、法令に基づく許可、認定または認可をしたことの証明をするときの様式を定めるもの。
- （6）その他用語の整理、条項の繰上げ又は繰下げを行うもの。

5 規則等を施行する時期（予定）

令和 8 年 4 月 1 日